

歴史



鍋島直茂肖像 (高伝寺蔵)

(参考文献)

- わが郷土 米倉二郎 昭和二十五年
 平野の地理 谷岡武雄 昭和三十八年
 河川の開発と平野 大矢雅彦
 佐賀平野農村の地理IV 深川保 昭和四十五年
 佐賀地域の地理的研究 県高研社会部会 昭和四十八年
 筑後川農業水利誌 九州農政局 昭和五十二年
 風土 大地と人間の歴史 王城 哲 昭和四十九年
 水思想 王城 哲 昭和五十四年
 土に刻まれた歴史 古島敏雄 昭和四十二年
 佐賀平野の水利慣行調査 宮地米蔵 昭和四十三年
 日本人の智慧 水車と船 石井謙治 昭和三十七年
 米つくり 宮島昭二郎 昭和四十四年
 土地分類図・地質図 佐賀県
 佐賀の自然 土壌の種類 小柳芳郎「新郷土」 昭和五十六年
 佐賀の火山灰層のおいたち 砥川隆二「新郷土」 昭和四十三年
 有明海 菅野徹 昭和五十六年
 干潟は生きている 栗原康 昭和五十五年
 環境保全の現況 佐賀県 昭和五十二年
 新田開発 菊池利夫 昭和三十八年
 偉人成富兵庫 真田新蔵 大正六年
 佐賀県干拓史 佐賀県干拓協会 昭和十六年
 佐賀県農地改革史 上巻 昭和二十六年
- 佐賀県農業史 山田 龍雄 昭和四十二年
 佐賀市史 大田遼一郎 昭和四十二年
 佐賀市史 第一巻(地理的環境) 昭和五十二年
 佐賀県史 上巻 昭和四十三年
 佐賀郡誌 大正四年
 川副町誌(地理的環境) 昭和五十四年
 久保田町史 昭和四十六年
 芦刈町史 昭和四十九年
 上峰村史 昭和五十四年
 佐賀市史 上・下 昭和二十年
 日本地形誌 辻村太郎 昭和六年
 疏導要書 南部長恒 天保五年
 九州治乱記(北肥戦誌) 享保五年
 ひがしよか町勢要覧 昭和五十二年
 台風と佐賀県の気象災害 昭和三十八年
 佐賀県の気象 西日本気象協会 昭和三十七年
 佐賀の天気 山崎道夫編 昭和五十二年
 佐賀県災異誌 昭和三十九年
 佐賀の鳥 倉成栄吉 昭和三十年
 有明海 高木正人 昭和五十四年
 カラト歳時記 虫・鳥・野草・植物 保育社
 新編歳時記 水原秋桜子編 昭和三十九年
 最新俳句歳時記 山本健吉編 昭和四十六年

古 代

一 概 説

東与賀町の歴史は、有明海の自然陸化と干拓による歴史が主であつて、約七〇〇年ほどの極めて新しい歴史しかもたない。

一般に歴史を記述する場合は、原始（「先土器時代」「縄文式時代」「弥生式時代」）古代（「大和時代」「飛鳥時代」「平安時代」といった編年順に述べられているが、本町の場合は、原始時代は完全に有明海の海底であり、記述する歴史をもたない。

古代は、大和朝廷がほぼ成立したと推定される三世紀の中葉から、十二世紀までの約八〇〇年をいうが、本町とのかかわりがでてくるのは、大化改新（六四六）以後、かなり遅れてのことである。

大化改新の詔によつて、地方行政の機構は、国の下部単位として郡、郡の下に里を設け、国司、郡司、里長に統治させた。里制は霊龜元年（七一五）郷里制に改まり、従来の里が郷と称されるとともに、郷の下に新しく里

佐嘉郡 郡陸所 驛壹所 寺壹所
 昔者樟樹一株坐於此村幹枝秀高葉繁茂
 朝日之影蔽杵杵神蒲川山暮日之影蔽養父
 郡草横山也日本武尊迎幸之將仰覽樟茂葉
 勅此国可謂榮園曰榮郡後改号佐嘉郡一
 云郡西有川名曰佐嘉川乎矣有之其源出郡
 比山南流入海山川上有荒神來之人坐半筑
 半於茲縣立等祖大荒田古同乎時有五點株
 大山田少狭山田少二少子云取下田村之太
 作人取馬取祭祀之神必有應和荒田即隨
 其神祭此神云歎此祭遂應和之於茲大荒田
 云外婦山是實賢女故以賢女欲為國若因
 賢女郡令謂佐嘉郡也又以此川上有石神也

『肥前風土記』佐嘉郡の条 (猪熊本)

が設けられた。この郷里制は天平十一年(七三九)末頃まで続き、その後は里が廃され郷のみとなった。
 『肥前風土記』によれば、肥前の国は、郡一一、郷七〇、里百八七からなっていた。郡は基肄・養父・三根・神埼・佐嘉・小城・松浦・杵島・藤津・彼杵・高来の一一郡であつて、彼杵と高来の二郡と松浦郡の約半分が長崎県で、他は佐賀県に属している。
 当時の豪族を地方別にみると、米多国造(三養基郡上峰村、神埼郡三田川町地方)、基肄国造(三養基郡東部)、火国造(杵島郡地方)、佐嘉県主(佐賀市郡)、嶺県主(三養郡西南部)などがいた。また『肥前風土記』によると、部民として海部の直鳥が神埼郡の筑後川沿岸におつた漁民の集団とみられる。神埼郡北部を近世

まで土師郷といひ、佐賀郡諸富町にも土師という地名があり、これは土師部がいたところとみられる。
 『日本霊異記』には、佐嘉郡の大領正七位佐賀公兒公が宝龜七年(七七六)安居会を設けたことを載せている。
 児公は『肥前風土記』の佐賀郡の条にみえる佐嘉県主の祖大荒田の子孫で、郡司制の実施とともに、県主家は本郡司も歴任することになった。

当時の郡制は戸数を基準にして、大・上・中・下・小の五等級に分かれた。佐嘉郡は下郡で、郡の政務を担当する大領が一人いた。郡の下部組織には里が置かれた。里は五十戸をもつて一里とし、里ごとに長一人を任命して、戸口を調べ、農桑の課税、非違の禁察、賦役の割り当てをつかさどつた。

二 佐賀郡と小津郷

佐賀郡の地名起源として知られているのは『肥前風土記』にみえる二つの伝承である。

むかし、樟樹一株、この村に生いたりき。幹枝秀高く、莖葉繁茂りて、朝日の影には、杵島郡の蒲川山を蔽い、暮日の影は、養父郡の草横山を蔽いき、日本武尊、巡り幸しし時、樟の茂り栄えたるを覽まして、勅りたまひしく、「此の国は榮の国と謂うべし」とのりたまいき。因りて榮郡といいき。後に改めて佐嘉郡と号く。

一ひといえらく、郡の西に川あり。名を佐嘉川という。年魚あり、その源は郡の北の山より出で、南に流れて海に入る。此の川上に荒神ありて、往來の人、半を生かし、半を殺しき。ここに県主等の祖大荒田占問いき。時に土蜘蛛、大山田女・狭山田女というものあり、二の女子の云いしく、「下田村の土を取りて、人形・馬形を作りて、此の神を祭祀らば、必ず応和きらむ」といいき。大荒田、すなわちその辞の隨に、此の神を祭るに、神此の祭を散けて遂に応和きき。ここに大荒田いしく「この婦は、如是にまことに賢女なり。故に